

厚木市議会の会期等に関する条例（案）

（会期）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条の2第1項の規定に基づき、厚木市議会の会期は、毎年、1月1日から12月31日までとする。

（定例日）

第2条 法第102条の2第6項に規定する定例日（以下「定例日」という。）は、次に掲げる間にある日（会議を開かない日及び厚木市の休日を定める条例（平成元年厚木市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）とする。

- (1) 2月22日から3月19日まで
- (2) 6月1日から6月21日まで
- (3) 9月1日から10月5日まで
- (4) 11月29日から12月21日まで

2 前項の規定にかかわらず、議長は、付議する議案等の審議の都合その他の事情により必要があると認めるときは、同項各号に掲げる間にある日以外の日を定例日とすることができる。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

（厚木市議会の定例会の回数に関する条例の廃止）

2 厚木市議会の定例会の回数に関する条例（昭和31年厚木市条例第19号）は、廃止する。